

## 第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等																												
<p>(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①④一、25の2①④一、改正法附則137、143①）</p> <p>（震災特例法17の2②④二、25の2②④二、改正法附則137、143①）</p> <p>（震災特例法令17の2①、22の2①、震災特例法規6の2の2①、改正震災特例法令附則4、6）</p> <p>（震災特例法17の2①一、25の2①一）</p>	<p>○ 復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平28.4.1～ 平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>即時償却</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>25%</td> <td>25%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したのものについては、引き続き、即時償却又は25%の特別償却率が適用されます。</p> <p>ロ 税額控除率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平28.4.1～ 平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>8%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供したのものについては、引き続き、15%又は8%の税額控除率が適用されます。</p> <p>ハ 建築物整備事業の用に供する建物等の範囲について、地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業の用に供するもので次の要件のいずれかを満たすものが追加されました。</p> <p>(イ) 延べ面積が750㎡以上であること</p> <p>(ロ) 公共施設の用に供される土地の面積の割合が30%以上であること</p> <p>(ハ) 居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が2,500万円以上であること</p> <p>ニ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等	機械装置	即時償却	50%	34%	建物等及び構築物	25%	25%	17%	区 分	改正前	改正後		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等	機械装置	15%	15%	10%	建物等及び構築物	8%	8%	6%	<p>平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>—</p>
区 分	改正前			改正後																										
		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等																											
機械装置	即時償却	50%	34%																											
建物等及び構築物	25%	25%	17%																											
区 分	改正前	改正後																												
		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等																											
機械装置	15%	15%	10%																											
建物等及び構築物	8%	8%	6%																											
<p>(2) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3①、25の3①、改正法附則1）</p>	<p>○ 平成31年4月1日以後に指定を受けた法人の税額控除率が7%（改正前10%）に引き下げられました。</p> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人がその認定に係る復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等の額については、引き続き、10%の税額控除率が適用されます。</p>	<p>平28.4.1から施行されます。</p>																												

<p>(震災特例法17の3①、25の3①)</p>	<p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>—</p>												
<p><b>(3) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等</b>(震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則138、144)</p> <p>(震災特例法17の5①、25の5①)</p>	<p>○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="475 331 1142 501"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平28.4.1～ 平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>即時償却</td> <td>50%</td> <td>34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興産業集積区域内において開発研究の用に供したのものについては、引き続き、即時償却が適用されます。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	改正前	改正後		平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等	即時償却	50%	34%	<p>平28.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>				
改正前	改正後													
	平28.4.1～ 平31.3.31に取得等	平31.4.1～ 平33.3.31に取得等												
即時償却	50%	34%												
<p><b>(4) 被災代替資産等の特別償却</b>(震災特例法18①、26①、旧震災特例法令18四～六、23五、改正法附則139、145、改正震災特例法令5、7)</p> <p>(震災特例法18①、26①、改正法附則139、145)</p> <p>(震災特例法18①、26①)</p> <p>(震災特例法18①、26①)</p>	<p>○ 対象資産について、非自航作業船、航空機、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両が除外されました。</p> <p>○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="475 1093 1142 1317"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物等又は構築物 (増築部分を含みます。)</td> <td>15% (18%)</td> <td>10% (12%)</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>30% (36%)</td> <td>20% (24%)</td> </tr> <tr> <td>船舶又は 車両運搬具</td> <td>30% (36%)</td> <td>20% (24%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中の括弧書の償却率は、中小企業者等である場合に適用されます。なお、中小企業者等とは、9ページⅢ2【制度の概要】の(注1)と同じです。以下(5)において同じです。</p> <p>○ 実質的に事業又は居住の用に供することができなくなった建物等又は構築物の敷地について、対象区域であることが明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	建物等又は構築物 (増築部分を含みます。)	15% (18%)	10% (12%)	機械装置	30% (36%)	20% (24%)	船舶又は 車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)	<p>平28.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後												
建物等又は構築物 (増築部分を含みます。)	15% (18%)	10% (12%)												
機械装置	30% (36%)	20% (24%)												
船舶又は 車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)												
<p><b>(5) 再投資等準備金</b>(震災特例法18の3①②、26の3①⑥、震災特例法令18の3①、23の3①、改正法附則140、146)</p> <p>(震災特例法18の3③、26の3③)</p>	<p>○ 中小企業者等については、指定があった日を含む事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの間に取得等をした産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円以上となった事業年度以後の各事業年度(その5,000万円以上となった事業年度からその指定があった日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に限ります。)においても、適用できることとされました。</p> <p>○ 準備金の取崩期間が5年間(改正前10年間)に短縮されました。</p>	<p>平28.4.1以後に指定を受ける法人について適用され、同日前に指定を受けた法人については、従来どおり適用されます。</p> <p>平28.4.1以後に指定を受けた法人について適用されます。</p>												

<p>(震災特例法18の3①、26の3①)</p>	<p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(6) 被災市街地復興土地 区画整理事業等のために 土地等を譲渡した場合の 所得の特別控除の特例等 (震災特例法18の9②、 26の9②、改正法附則141、 147)</p> <p>(震災特例法18の9②、 26の9②)</p>	<p>○ 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除の対象となる事業について、地方公共団体等が行う東日本大震災からの復興のための事業であることが明確化されました。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に行う土地等の譲渡について適用され、同日前行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(7) 特定の資産の買換え の場合の課税の特例(震災 特例法19①一、27①一、 改正法附則142①、148①)</p> <p>(震災特例法19①、20①、 21、27①、28①、29)</p>	<p>○ 被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物等若しくは構築物からの買換えに係る買換資産について、次に掲げる資産に限定されました。</p> <p>イ 東日本大震災復興特別区域法の特定被災区域内にある土地等又は特定被災区域内にある事業の用に供される減価償却資産</p> <p>ロ 被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで5年延長されました。</p>	<p>平28.4.1以後に資産の譲渡をして同日以後に取得等をする資産等について適用され、同日前に資産の譲渡をした場合における同日前に取得等をした資産又は同日以後に取得等をする資産及び同日以後に資産の譲渡をする場合における同日前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>